

「健康と福祉のまちづくり条例」を制定

すべての町民が、健康で安心して暮らすことができるまちづくりを推進するため、「厚真町健康と福祉のまちづくりの推進に関する条例」が、本年3月に開催された町議会で可決しました。

この条例は、町や地域、町民、保健福祉サービスの事業者の協働・連帯で、すべての町民が健康で活力に満ち、安全で安心した生活を営むことができる厚真町を築いていこうとするものです。

その概要をご案内いたしますので、皆様のご協力と参加をお願いいたします。

「健康寿命」を伸ばし、個人を尊重した福祉サービスの向上

この条例は、健康や福祉に対する町民・地域・行政・保健福祉のサービス事業者の責務を定めるとともに、町民自らが積極的に健康づくりに取り組み、健康で充実した地域福祉を築いていくことを目指して制定されました。

第1条には、「町民の参加と協働・連帯による健康で思いやりのある質の高い福祉のまちを実現する」とした目的が定められています。

第2条には、「すべての町民があらゆる機会や社会資源を活用して健康を保持し、「健康寿命」の伸張に努めるとともに、生涯において社会的支援が必要となった場合においては、個人の自立と尊厳を最大限に尊重した福祉サービスを提供できる体制を整え、健康で活力に満ち、安全で安心した生活を営むことができるまちを築く」とした基本理念が掲げられています。

第4条には、町の責務、第5条では保健福祉サービス事業者の責務、第6条には、地域の責務、第7条には町民の責務、第8条では苦情の解決、第9条には人材育成、第10条では、各自治体に「地区保健福祉推進員」を設置することにしました。

禁煙や「休肝日」など個人での取り組みも提唱

本町の高齢化率は30%に達し、今後増加してまいります。反面、子どもは減少し、少子高齢化が極度に進んでいます。

また、健康面では高血圧症や肥満の人が全国平均より極めて多いなど福祉や町民の健康に対する課題も少なくありません。

こうしたことから、この条例を推進するための一つの体系として、「厚真町の健康と福祉のまちづくりの推進方法」を次のページに掲載しています。

町の責務を「公助」とし、健康や福祉に関する計画の策定やサービス

基盤の整備、健康づくりに対する支援、財政的支援などに取り組みすることを軸としています。

地域の責務は「共助」とし、地域（自治会）の中で保健福祉推進員を中心に、要援護者に対する支援、高齢者世帯への声かけや見守り、児童の安全確保のほか民生児童委員との連携、地域における健康や医療に関する学習への取り組みなどが主な内容となっています。

個人や家庭の責務を「自助」とし、禁煙や「休肝日」の設定や健康づくりのための規則正しい生活習慣の実践など個人での取り組みを提唱しています。

介護サービス事業者など保健福祉の事業者の責務を「民助」として、利用者本位のサービスを提供するとともに地域や町が実施する事業への協力、民間サイドでの基盤整備を求めています。

健康で安心して生活できるまちを築いていくためにはこうした個人・地域・行政・事業者の協働と連帯が大切です。

町長から各自治会の「地区保健福祉推進員」を委嘱

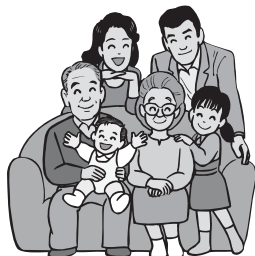
健康と福祉のまちづくりを推進するためには地域での取り組みを欠かすことはできません。

そのため、これまで自治会に設置されていた「保健推進員」を「地区保健福祉推進員」として町長が委嘱することとなり、6月29日の会議で町長から委嘱状が交付されました。

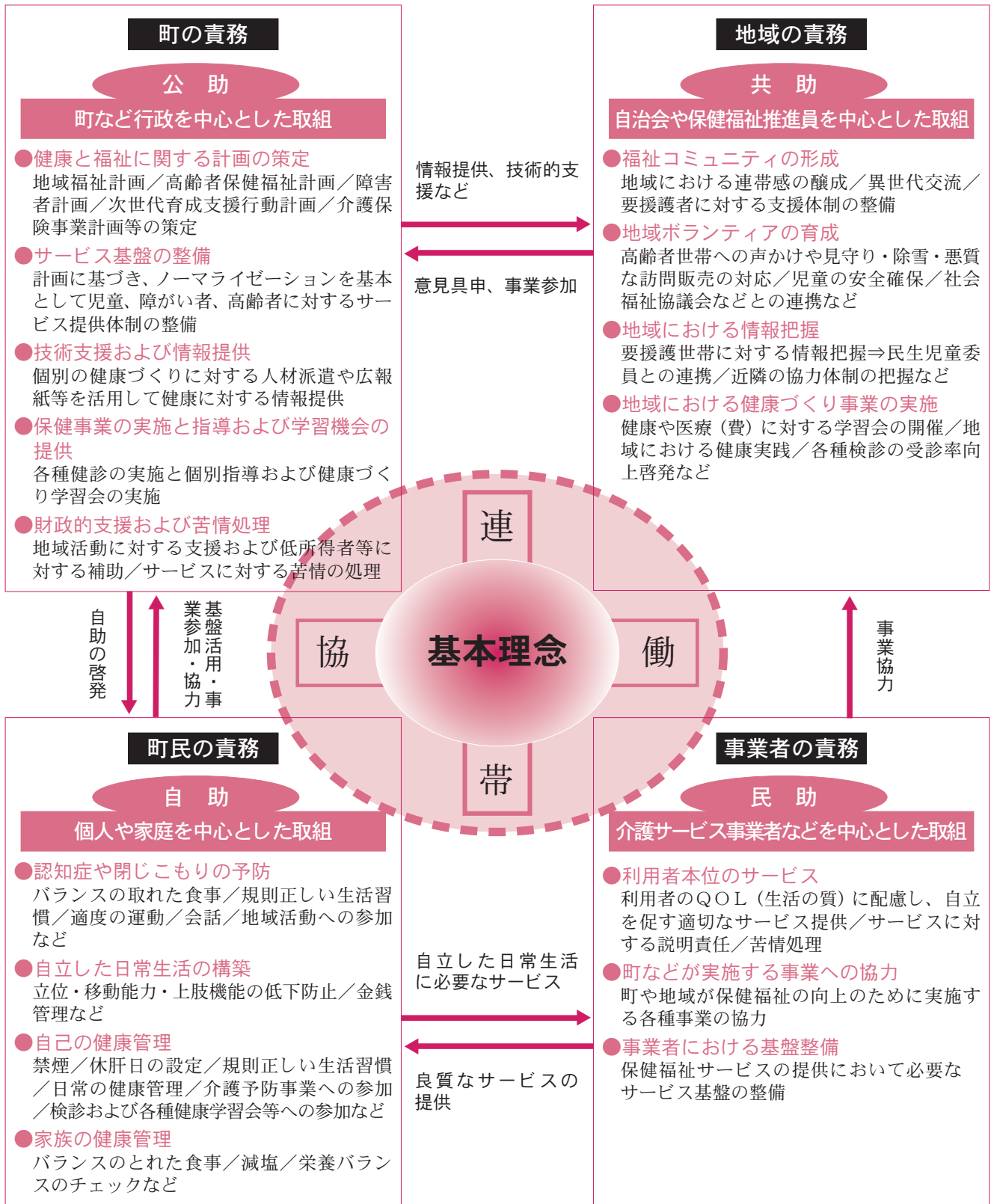
地区保健福祉推進員の任期は2年で、自治会において支援が必要な人の情報を把握し、必要に応じて地区の民生児童委員と連携を図るほか、従来どおり各種住民検診での協力を得ることになっています。

また、地域を対象とした健康や福祉、医療に関する学習会の開催や要援護者に対する支援体制の整備などをお願いすることになります。

会議は年1回開催して、町長に対して地域の保健福祉に関する意見具申を行うほか、必要に応じて研修会にも参加をもらうことになっています。



厚真町の健康と福祉のまちづくりの推進方法



上記の取り組みを推進する拠点の一つとして整備されたのが、総合ケアセンター「ゆくり」です。

ここには、厚真町の保健や福祉に関する情報が集約され、相談業務や機能訓練、食生活改善、療育などのサービスも提供しています。健康や福祉に関する相談、保健福祉(介護)サービスに対する苦情の受付、地域や家庭での健康づくりの取り組みなどを支援しています。気軽にお訪ねください。